

【おうち御膳料理教室支援事業実施要項】

1. 目的

食生活の多様化、ライフスタイルの変化に伴い、昔から地域や家庭の中で受け継がれてきた伝統食や行事食に触れる機会が少なくなっている状況にある。郷土食などの伝承機会を創出する目的で、おうち御膳サポーターが主催する郷土料理教室実施に対し支援する。

2. 補助対象

・「つるおかおうち御膳サポーター」に登録している個人・団体が主催する郷土料理教室
※「つるおかおうち御膳サポーター」は郷土料理の伝承活動を自らがしたい！という方、伝承活動を広げていきたい、応援したいという方なら誰でも登録可とする。（個人・団体）

3. 補助対象事業

本市が発行する郷土料理レシピ集「つるおかおうち御膳」に掲載されている料理をはじめ、地域で昔から受け継がれている料理や食材の保存技術などの伝承のために行う料理教室。

【対象となる事業例】

- ・市民向けに個人やグループが開催する料理教室・ワークショップ
- ・自治会単位やサークル内の催しとして開催する郷土料理教室
- ・園行事として開催する郷土料理教室
- ・小・中・高生の自主的な郷土料理学習

【対象とならない事業】

- ・地元の郷土料理以外の料理教室
- ・試食・ふるまいなど「作り方の伝承」を伴わない催し
- ・本市以外で開催するもの
- ・営利目的で開催するもの

（対象とならない事例）

- ① 北海道から嫁いできた。自分の郷土を紹介する目的で北海道の郷土食の教室を開く
- ② 親戚を集めて昔からの郷土料理を教えたい
- ③ 運動会の反省会で郷土料理を子どもたちに食べさせたい、ふるまいたい。

※その他、明記のない事例については協議の上補助金対象の可否を決定する。

4. 助成額について

対象経費	補助額	上限額
食材費 消耗品費 報償費 会場費 ※下記表参照	【補助対象経費の合計額】 から 【会費などの収入額】 を差し引いた額	15,000円

【対象経費の例】

区分	対象となるものの例	対象外の例
食材費	料理教室で使う食材・調味料	・調理せずそのまま出すもの （付け合わせ用に購入した漬物、デザートに購入したお菓子など）
消耗品	・調理に使うもの（サララップ・クッキングペーパー・ゴミ袋など）	・調理器具、食器など備品として残るもの ・調理に関係ない文房具など ・使い残すほど大量に購入したもの ・個人所有と区別がつかないもの ・参加者へそのまま配布するもの
報償費	・講師を依頼した場合の謝礼 （上限5,000円）	・参加者へ渡したお土産
会場費	・当日調理・飲食で使用する会場費、空調使用料	

【注意事項】

- ・対象となる食材：郷土料理に使用する食材・調味料が対象。出来る限り地元産を使うよう努めること。ただし、入手が困難な場合はその限りでない。
- ・献立の中心が郷土料理になっていること。
- ・チラシなどを用意する場合、開催告知の際に「つるおかおうち御膳サポーター」による「郷土料理教室」であることを明記すること。

5. 支援までの流れ

- ①つるおかおうち御膳サポーターへの登録（初回のみ）
- ②実施計画書の提出（実施の2週間前まで）
- ③実施
- ④実施報告書の提出（実施後2週間）
- ⑤内容審査後、交付決定、助成額の交付

6. その他Q&A

Q1. 市外在住であるが、支援制度を受けられるか？

→サポーターへの登録はどなたでも可能です。支援制度については、鶴岡市内で開催する事業であれば利用できます。

Q2. 創作料理はどこまでOKか？

→あくまでも郷土料理に基づいたものに限ります。ただし、ライフスタイルに合わせた「減塩」や「時短」などに伴うアレンジは可。その他事前に相談に応じます。